㈠　一部しゅん功の場合、当該工事の主たる目的物を引渡していること。

また、⑷に掲げる施工経験を１名の配置予定技術者で条件を満たすことができない場合は、複数の技術者の組合せとすることができ、専任補助者についても同様とする。

なお、配置予定技術者は、各担当の施工期間中のみの専任配置でよいが、契約期間中はもれなく配置予定技術者を専任配置すること。ただし、配置予定技術者が２人以上配置される期間については、代表となる配置予定技術者を定め、その代表者が工事全体を管理すること。

専任補助者について、代表者及び出資比率が第２位の構成員が配置予定技術者を複数配置する場合は、それに対応する専任補助者を配置できるものとし、専任期間についても配置予定技術者と同様とする。ただし、専任補助者数は、配置予定技術者１名につき、それ以上とする。

ウ　代表者及び出資比率が第２位の構成員が専任補助者を配置する場合は、上記イの工事の施工経験に代えて下記の代要件の施工経験を有する配置予定技術者を配置できる。

配置予定技術者の経験

①　要件　鉄道ラーメン高架橋新設工事
①　代要件　橋りょう新設工事
②　要件　ケーソン工による橋りょう基礎工事
②　代要件　ケーソン工による工事

エ　監理技術者（監理技術者の専任補助者を含む。）にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、機構鉄道建設本部大阪支社長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　１⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本関係若しくは人的関係のある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　「工事目的物の性能、機能の向上及び社会的要請への対応に関する技術提案（以下「技術提案」という。）に係わる具体的な施工計画」が適正であること。

「技術提案に係わる具体的な施工計画」の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊示方書に参考として示された図面及び示方書等（以下「標準案」という。）と異なる施工方法（技術提案）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

ア　品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。

イ　工事全般の具体的な施工計画に関する技術提案について評価する。

ウ　工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案について評価する。

エ　社会的要請への対応に関する技術提案について評価する。

なお、評価にあたってはその内容をヒアリングする場合がある。

ア　施工体制の評価について

〇品質確保の実効性（品質確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その実効性を評価する。）

・工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。得点15点
・工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。得点５点

〇施工体制確保の確実性（施工体制確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その確実性を評価する。）

・工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。得点15点
・工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。得点５点

イ　工事全般の具体的な施工計画について

〇工程確保や安全対策及び地形・地質の状況に対応できる施工計画

・現地の条件（地形、地質、環境及び地域特性等）を踏まえて適切であり、工夫が見られるか。得点７点（５段階にて評価）

ウ　工事目的物の性能、機能の向上に関する事項について

〇ＲＣ構造物の施工管理及び品質管理に係わる技術提案及び具体的な施工計画

・現地の条件（地形、地質、環境及び地域特性等）を踏まえて適切であり、工夫が見られるか。得点８点（５段階にて評価）

〇場所打ちＲＣ杭の施工管理及び品質管理に係わる技術提案及び具体的な施工計画

・現地の条件（地形、地質、環境及び地域特性等）を踏まえて適切であり、工夫が見られるか。得点８点（５段階にて評価）

エ　社会的要請への対応に関する事項について

〇第三者に対して施工上配慮すべき環境対策及び安全対策

・現地の条件（地形、地質、環境及び地域特性等）を踏まえて適切であり、工夫が見られるか。得点７点（５段階にて評価）

⑵　総合評価の方法　価格及び提案に係わる総合評価は、標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

ア　標準点　⑴に示す評価項目の提案が標準案の要求要件を満足する場合、標準点100点を与える。なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみ与える。

イ　施工体制評価点　施工体制評価点は、⑴アに示す評価項目について、最大30点を与える。

ウ　加算点　加算点は、⑴イからエに示す評価項目について、最大30点を与える。

なお、⑶におけるヒアリング結果によっては、加算点を減ずることがある。

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施

施工計画等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリング（書面による確認を含む。）を実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⑷　落札者の決定方法

ア　次の㋐から㋒までのすべての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、次の㋐から㋒までのすべての要件に該当する他の入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　⑴に示す評価項目の提案が標準案の要求要件を満足していること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、これらの者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑸　評価内容の担保　実際の施工に際しては、各種提出様式に記載した施工方法により施工し、入札書に記載した提案内容を満たす施工を行うものとする。